

第4章

読書を通じた 生きる力の育成

1.「第3次糸満市子どもの読書活動推進計画」の概要

(1)計画の目的

自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、
読書を活かすことができる子どもの育成

「子どもの読書活動の推進に関する法律」における基本理念は、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と定められています。

この基本理念にのっとり、国で策定された計画「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、県で策定された計画「第四次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」、そして本市で策定された計画「糸満市総合計画」ならびに「糸満市教育大綱」を基本とし、「第3次糸満市子どもの読書活動推進計画」を策定し、計画の目的を上記のとおり定めます。

(2)計画のテーマ

今こそ読書を通して子どもたちの生きる力を育む
～人生100年時代の読書推進～

本テーマは、これからの社会を生きる子どもたちを、読書を通して応援する気持ちを込めて作成しました。今回の計画では本テーマを意識して、まず何をすべきかを明確にしていきます。

(3)計画の目標と成果指標

前述の計画の目的を踏まえ、子どもの対象別に以下の目標を定め、計画を推進していきます。

【乳幼児】

| | |
|------|--|
| 目 標 | 家庭での読み聞かせの定着 |
| 成果指標 | 第2子以上の子どもを持つ保護者が子どもに読み聞かせをする頻度 週2～3回以上 60% |

【小学生】

| | |
|------|--|
| 目 標 | 読書習慣の定着 |
| 成果指標 | ①「読書は好き」と答える児童の割合 75% ②学校の授業以外に、平日、1日当たり30分以上読書をしている児童の割合 50% ③学校の授業以外に、平日、全く読書しない児童の割合 22%以下 ④市中央図書館と連携している学校の割合 100% ⑤ボランティアを活用する学校 100% |

【中学生】

| | |
|------|--|
| 目 標 | 読書時間の確保 |
| 成果指標 | ①「読書は好き」と答える生徒の割合 75% ②学校の授業以外に、平日、1日当たり30分以上読書をしている生徒の割合 50% ③学校の授業以外に、平日、全く読書しない生徒の割合 37%以下 ④市中央図書館と連携している学校の割合 100% ⑤ボランティアを活用する学校 100% |

(4)計画の施策の方向性

前述の計画の目標および成果指標の達成に向けて、以下の方向性を定めます。

① 学校図書館や教育・保育施設等の図書整備の強化

学校図書館図書の整備状況を調査したアンケートでは、「児童生徒が読書を楽しむのに十分な本はそろっていない」と答えた学校が（大度分校を含む）18校中9校あり、「児童生徒が授業で活用できる本や資料は十分にそろっていない」と答えた学校が18校中11校ありました。学校によっては、市の予算に加えPTA費で

図書費も徴収されていたので、児童生徒のリクエスト、教師のリクエスト、教科書に載って紹介されている本などを購入することができていました。しかし昨今の状況下で、今後 PTA 費での図書費の対応ができなくなる可能性があります。

教育・保育施設等での本の整備状況を調査したアンケートでは、絵本の状態に関して「新しい本が多い」と答えた園が、アンケートに答えた 38 園中 9 園、「古い絵本や修繕をした絵本が多少ある」と答えた園が 24 園、「古い絵本や修繕をした絵本が多い」と答えた園が 5 園ありました。また、「保護者へ絵本の貸出を行っていない」施設が、38 施設中 21 施設あることがわかりました。「園で絵本の貸出を行うためには絵本をある程度そろえないといけないので、購入の補助があると貸出が可能になると思います」の声もあります。そして、公立こども園に関しては、市の予算に加え、小中学校と同様、保護者から集めている費用もあるが、足りていないとの声もあります。

学校図書館や教育・保育施設等の図書室は、子どもたち、そして保護者にとって一番身近な本のある場所です。その場所にある本が古い、修繕のある本ばかりだと、手に取って読もうという気が起きにくいのではないのでしょうか。また、中央図書館を訪れる時間が中々取れない、家で読み聞かせを行う時間が中々取れない家庭でも、学校図書館や教育・保育施設等の図書室が十分に整備されていれば、気軽に読み聞かせを行うことができる、子どもたちがもっと本を借りるようになるのではないのでしょうか。

今の世の中は、読書や読み聞かせ以外にも、実に様々な娯楽にあふれています。「読書を通して子どもたちの生きる力を育む」ためには、子どもたちや保護者にとって一番身近な場所である学校図書館、そして教育・保育施設等の図書室の整備を強化することで、読書や読み聞かせが刺激的で素晴らしい娯楽の一つであることを再認識してもらう必要があります。

② 学校・家庭・地域が連携した読書・読み聞かせ活動の推進

文部科学省の調査研究報告書や、全国学力・学習状況調査の分析を見ると、現在小中学校で行われている読書指導と、報告書等に見られる「学力と読書の関連性」「意識・行動等と読書の関連性」には、若干の乖離が生じていると考えられます。特に、小学生において、学校の授業以外に、平日 1 日当たり 30 分以上読書をする回答した児童ほど、教科の平均正答率が高い傾向があり、「論理的思考」や「意欲・関心」などの意識・行動等の指標も高い傾向が見られます。しかし、どの小学校も、読書指導で「平日の読書時間 30 分以上」を定めてはいない現状があります。

教育・保育施設等については、p21 で示したように、未就学児の頃に読み聞かせがされていた子どもほど、読書をしている割合が高いことがわかりますが、保

護者へ読み聞かせの大切さを伝えるなどの取組を行っていない施設が、38施設中8施設あることがわかっています。

そして、家庭については、p28で示したように、未就学児の頃に読み聞かせをしていた家庭で「とても当てはまる」「やや当てはまる」と答えた家庭が全国では70.1%あったのに対し、糸満市では、現在子どもに読み聞かせをしている家庭で「とても当てはまる」「やや当てはまる」と答えた家庭が52.1%（第2子以上）しかありませんでした。

①では学校図書館や教育・保育施設等の図書室の整備を挙げましたが、私たち大人が読書や読み聞かせのよさを、今一度しっかり認識して、子どもたちに本を読んでもらおう、読み聞かせをしようとして一致団結して行動することも重要です。

③ 学校図書館や教育・保育施設等と、中央図書館の連携強化

小中学校へのアンケートで「児童生徒の読書推進に関して、糸満市教育委員会へ要望すること」を尋ねたところ、「中央図書館との連携強化」と答えた学校が16校中7校ありました。具体的には、「くろしお号の巡回をしてほしい。同じ糸満市内で巡回がある学校とない学校があるのは不公平感がある。」「学校図書館と中央図書館の職員合同研修の実施」が上がっていました。

教育・保育施設等については、団体貸出等の連携を特段行っていない施設が38施設中26施設ありました。理由としては「保育士不足&子どもが増えているので、中央図書館へ団体貸出を利用しに行く余裕がない」と答えた施設もありました。また、利用園児への読み聞かせ環境がさらによくなるために、糸満市への要望を自由記述で尋ねたところ、「ボランティアについて」が7件、「講演会等の開催」が7件、「くろしお号について」が5件、「情報提供について」が4件、「その他中央図書館について」が4件ありました。

地域の図書館である市立中央図書館は、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。しかし、子どもたち、そして保護者にとって一番身近な本のある場所である学校図書館や教育・保育施設等との連携体制が弱いことが、アンケートよりわかっています。それぞれと課題を共有し対応を図っていくことで、地域の図書館としての役割を果たしていくことが必要です。

④ すべての子どもたちへの読書推進

p2で紹介したSDGsのゴール17つのうち、教育についてはゴール4で「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」と示されています。

読書や読み聞かせは、本を手にする環境を整え、子どもたちに関わる人々が連携して、読書や読み聞かせの大切さを訴えていくことで初めて、家庭環境の差、

貧富の差、発達段階の差、障害の差に関係なく、すべての子どもたちへ本や絵本の楽しさ・素晴らしさを伝えることができます。

SDGsの達成年限は2030年となっています。今一度、子どもたちに関わる人々が一致団結して、「すべての子どもたちへの読書推進」の視点に立った取組を行う必要があります。

(5)計画の期間

本計画は、国や県が定める子どもの読書活動に関する諸計画や、本市の上位計画（糸満市総合計画、糸満市教育大綱）を受け、令和3年度から令和6年度までの4年間で計画期間と設定します。

ただし、社会情勢の変化や、計画の進捗状況等により、計画内容と現状に乖離が見られる場合等には、必要に応じて見直しを行います。

| | 平成30 | 平成31 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|---|--------------------------|--------------------|-----|------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 国 | 第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 県 | 第三次推進計画 | 第四次沖縄県子どもの読書活動推進計画 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 市 | 第4次糸満市総合計画 (H23~32年度) | | | 第5次糸満市総合計画(基本計画) | | | | |
| | 糸満市教育大綱 | | | 糸満市教育大綱 | | | | |
| | 第2次推進計画 (H27~31年度) | | | 第3次 糸満市子どもの読書活動推進計画 | | | | |

(6)計画の進捗管理と評価

本計画を実行性のあるものとして推進するために、読書活動推進の取組の進捗管理と評価について、定期的（原則、毎年度1回程度）に実施します。評価は「(仮称)糸満市子どもの読書活動推進委員会」にて行います。計画推進の途中で必要があれば見直しなどを行うものとします。

(7)計画の体系図



2. 子どもの読書活動の推進方策

(1) 発達段階に応じた取組(E・E・Tプランの推進)

自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができるようになるためには、発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。そのためには、読書能力の特徴を、発達段階に応じて三つの視点(Ear・Eye・Talk)で捉え、それを踏まえつつ、子ども一人一人の発達や読書経験に留意し、五感を意識した読書活動プラン(E・E・Tプラン)を家庭・学校・地域等で推進することが求められています。

【読書能力の発達段階】

| | 準備期(楽しむ段階) 概ね0歳から6歳 | 充実期(親しむ段階) 概ね6歳から12歳 | 発展期(活かす段階) 概ね12歳から18歳 |
|--|---|---|---|
| Ear プラン 本に出会い、本を聴くことを意識した取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●人は胎児の時から言葉を認識し始め、一番身近な親を介して言葉を獲得していくと言われる。 ●耳から入る音、読み聞かせで出会う読書は、子どもが親の温もりで安らぎを感じ、果てしない想像の世界へと誘われ、心が豊かになる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●名作や伝記など多くの本を語り聞く中で情操や語彙を豊かにしていく。 ●読み聞かせやブックトークなどにより、自分で選択する本の幅を広げることができるようになる。 ●高学年になると、発達がとどまったり読書の幅が広がらなくなったりする児童も出てくる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●様々な図書の紹介をブックトークや読書体験の発表等を通して聴くことにより、読書への関心を深め、自分で選択する本の幅を広げることができる。 |
| Eye プラン 本に親しみ、本を活かし、多くの本を読むことを意識した取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●絵本を見て実物を見ることを繰り返すことで大きな感動が生まれ、絵本や物語の世界を楽しむようになる。 ●4歳頃から文字に興味を示し、自分の力で絵本を読もうとするようになる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●図書館等で様々な図書を目にし、実際に自分で触れ、心の中に刻む時期である。 ●読書習慣を身につけ、本に親しむことによって、知識を蓄え、心を豊かにしていく。 ●中学年になると、最後まで本を読み通すことができる児童とそうでない児童の違いが現れ始める。 | <ul style="list-style-type: none"> ●適切な読書技術を用いた多様な読書活動を通して理性と感性が磨かれ、多角的な視野で世界を認識する力が育まれていく。 ●中学生になると多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。 ●高校生になると知的興味に応じ幅広く多様な読書ができるようになる。 |
| Talk プラン 本と生き、本を伝えることを意識した取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●読み聞かせで聞いた言葉を真似したり、ごっこ遊びにつなげたりすることで、自分の感動を自分の言葉で表現することの楽しみを感じるようになる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●課題解決のための読書活動を通して読解力や発表力が育まれる。 ●高学年になると内容を評価したり鑑賞したりすることができるようになり、グループでの読書交流ができるようになる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●読書を楽しみながら本を傍らに人生を歩むとともに、自分の人生について考えるようになる。 ●読書を通したコミュニケーションにより他者理解の力が鍛えられる。 |

(2)乳幼児・小中学生に共通して行う取組

①教育委員会における取組

- ア 乳幼児から小中学生のいる施設（教育・保育施設、小中学校等）を対象とした図書整備への財源確保を検討します。 【実施：生涯学習課】

≪活動指標≫

| H31年度 | R6年度 |
|-------|------|
| 未検討 | 検討 |

- イ 小中学校や保育・教育施設等へ提供するための「図書選定基準」「図書廃棄基準」を策定します。 【実施：生涯学習課、中央図書館、学校教育課】

≪活動指標≫

| H31年度 | R6年度 |
|-------|------|
| 未策定 | 策定 |

- ウ 読み聞かせボランティア育成のための勉強会を実施します。

【実施：生涯学習課】

≪活動指標≫

| H31年度 | R6年度 |
|-------|-------|
| 年3回実施 | 年3回実施 |

- エ 読み聞かせや読書の大切さを説明するリーフレットを配布します。

【実施：生涯学習課、中央図書館、学校教育課】

≪活動指標≫

| H31年度 | R6年度 |
|-------|------|
| 未配布 | 配布 |

- オ 毎月第3日曜日に「ファミリー読書¹」のPRを実施します。

【実施：生涯学習課、中央図書館】

≪活動指標≫

| H31年度 | R6年度 |
|-------|------|
| 未実施 | 毎月実施 |

¹沖縄県では毎月第3日曜日を「家庭の日」としており、「家族読書の時間」「ノーテレビ・ノーゲームの時間」を設けて家庭で読書に親しむ「ファミリー読書」を推進しています。

カ 「子ども読書の日（4月23日）」、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」、また「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」において各地域・学校でそれぞれの趣旨にもとづき、子どもの読書活動への関心を深める取組を行うことを促すように努めます。

【実施：生涯学習課、中央図書館、学校教育課】

キ 子どもが読書に興味をもつような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体・個人に対して、県や国の表彰制度へ推薦することで、その取組を奨励するように努めます。 【実施：生涯学習課】



「いとまん読み聞かせべんきょう会」の様子

②中央図書館における取組

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談したりすることができる場所です。

図書館は子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所・資料の提供等、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすとされています。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められています。

さらに、図書館は、図書館法および「望ましい基準」等にもとづき、地域における子どもの読書活動の推進において中心的な役割を果たすことが望まれています。

ア 子ども向け移動図書館の整備を検討します。

【実施：中央図書館、生涯学習課】

≪活動指標≫

| | |
|-------|------|
| H31年度 | R6年度 |
| 未検討 | 検討 |

イ 小中学校や教育・保育施設等への移動図書館の巡回の拡充を検討します。

【実施：中央図書館】

≪活動指標≫

| | |
|-------|------|
| H31年度 | R6年度 |
| 未検討 | 検討 |

ウ 障害のある子どもに対するサービスとして、アクセシブルな書籍等²の整備・提供および宅配、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等を行います。【実施：中央図書館】

≪活動指標≫

| | |
|-------|------|
| H31年度 | R6年度 |
| 実施 | 実施 |

エ 電子書籍を導入します。 【実施：中央図書館】

≪活動指標≫

| | |
|-------|------|
| H31年度 | R6年度 |
| 検討 | 導入 |

オ 子どもやその保護者、読み聞かせボランティアを対象とした読書活動に関する取組を実施します（絵本のひろば、平和祈念読み聞かせ会、おはなし会、講演会等）。 【実施：中央図書館、生涯学習課】

≪活動指標≫

| | |
|-------|------|
| H31年度 | R6年度 |
| 毎月実施 | 毎月実施 |

² 読書バリアフリー法第2条第2項において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」（以下「アクセシブルな書籍」という。）とは、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がそのないようを容易に認識することが出来る書籍」と定義されており、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等があります。また、読書バリアフリー法第2条第3項において、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）とは、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、展示等の電磁的記録…（略）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されており、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デージー図書、オーディオブック、テキストデータ等があります。視覚障害者等による、これらのアクセシブルな書籍およびアクセシブルな電子書籍等を合わせて「アクセシブルな書籍等」とします。

カ 子どもの発達段階に応じたブックリストや図書館だよりなどを、小中学校や教育・保育施設等に配布します。 【実施：中央図書館】

《活動指標》

| | |
|-------|------|
| H31年度 | R6年度 |
| 配布 | 配布 |

キ SNS やインターネットなどを活用した情報発信を行います。

【実施：中央図書館】

《活動指標》

| | |
|-------|-------|
| H31年度 | R6年度 |
| 月2回実施 | 月2回実施 |

ク 新たな図書館を整備する際には、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもとその親にとって利用しやすい図書館の整備を検討します。 【実施：中央図書館】



「絵本のひろば&子どもげきじょう」の様子

(3)乳幼児に対して行う取組

①家庭における取組

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実および読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として重要です。

ア 読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくりましょう。

イ 保護者自身も本に親しみ、読書の重要性を理解した上で、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけましょう。

《具体的には・・・》

★毎日1冊、読み聞かせを行いましょう♪(なるべく1週間に2回以上は行うようにしましょう♪)

★毎月第3日曜日は、家族みんなで「ファミリー読書」を行いましょう♪(1冊の絵本を家族で読むこともOK♪)



②教育委員会における取組

ア ブックスタート事業を拡充します。 【実施：生涯学習課】

≪活動指標≫

| H31 年度 | R6 年度 |
|--------------|----------------------|
| 1事業(ブックスタート) | 2事業(ブックスタート、セカンドブック) |

イ 教育・保育施設等への読み聞かせボランティア派遣を検討します。

【実施：生涯学習課、中央図書館】

≪活動指標≫

| H31 年度 | R6 年度 |
|--------|-------|
| 未検討 | 検討 |



「ブックスタート」の様子

③中央図書館における取組

ア 「赤ちゃんタイム³」を実施します。 【実施：中央図書館】

≪活動指標≫

| H31 年度 | R6 年度 |
|--------|-------|
| 未実施 | 実施 |

³ 赤ちゃんなど小さいお子さん連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるように、主に平日の2時間程度、「赤ちゃんタイム」を設けている事例があります。「赤ちゃんタイム」を設けることで、赤ちゃんが泣いたり、幼児がおしゃべりしていても、周りに気を遣う必要がなくなります。

④教育・保育施設における取組

乳幼児期に読み聞かせの楽しさを知ることができるように、教育・保育施設は、保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。あわせて、教育・保育施設で行っている子育て支援の中でも、読み聞かせなどを推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせなどの大切さや意義を広く普及することが求められています。

ア 発達段階に応じた絵本の読み聞かせなどを実施することを、指導計画に位置づけるように努めます。 【実施：教育・保育施設、保育こども園課】

イ 教育委員会で策定した「図書選定基準」「図書廃棄基準」を参考にして、絵本を整備するように努めます。 【実施：教育・保育施設、子育て支援施設、保育こども園課、こども未来課】

ウ 子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるように努めます（パネルシアターやペープサートなどの実施、地域のボランティアの活用等）。 【実施：教育・保育施設、子育て支援施設】

エ 保護者に対し、子どもへの読み聞かせの重要性を伝える取組を行うように努めます（絵本だよりや個人面談時に伝える、研修会等を実施する等）。 【実施：教育・保育施設、子育て支援施設】

《活動指標》※公立の施設のみ対象

| | |
|--------|-------|
| H31 年度 | R6 年度 |
| 7施設 | 8施設 |

オ 保護者へ絵本の貸出を行うように努めます。 【実施：教育・保育施設、子育て支援施設】

《活動指標》※公立の施設のみ対象

| | |
|--------|-------|
| H31 年度 | R6 年度 |
| 7施設 | 8施設 |

(4)小中学生に対して行う取組

①家庭における取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実および読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として重要です。

ア 読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくりましょう。

イ 保護者自身も本に親しみ、読書の重要性を理解した上で、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけましょう。

《具体的には・・・》

★平日の読書時間を30分以上は設けましょう♪

★1週間に1冊以上は本を読むようにしましょう♪(できれば1か月に5冊以上が理想です♪)

★毎月第3日曜日は、家族みんなで「ファミリー読書」を行いましょ♪(30分読書でもOK♪)



②児童センター・放課後児童クラブにおける取組

放課後および土曜日における子どもたちの居場所となっている現状を踏まえ、読書活動を引き続き推進することが望まれます。

ア 教育委員会で策定した「図書選定基準」「図書廃棄基準」を参考にして、図書を整備するように努めます。

【実施：児童センター・放課後児童クラブ、こども未来課】

イ 施設利用児童へ本の貸出を行うように努めます。

【実施：児童センター・放課後児童クラブ】

ウ 施設職員や児童等による読み聞かせなどを定期的実施するように努めます。

【実施：児童センター・放課後児童クラブ】

③放課後子ども教室における取組

放課後における子どもたちの居場所となっている現状を踏まえて、読書活動を引き続き推進することが望まれます。

ア 保護者や地域住民による読み聞かせを定期的に行うように努めます。

【実施：放課後子ども教室、生涯学習課】



「放課後子ども教室」での読み聞かせの様子

④小中学校における取組

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

これらを踏まえ、小中学校においては、すべての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備します。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められています。

- ア 一斉読書（朝の読書など）や授業等で読書を推進する等、学校生活全体を通じて読書活動の充実を図ります。 【実施：小中学校】

≪活動指標≫

- ・「平日の読書時間 30 分以上」の目標を定める学校数

| H31 年度 | R6 年度 |
|--------|-------|
| 0 校 | 16 校 |

- ・朝の一斉読書（読み聞かせを含む）を行う学校数

| H31 年度 | R6 年度 |
|--------|-------|
| 16 校 | 16 校 |

- ・「1週間に1冊以上は本を読む」の目標を定める学校数（できれば1か月に 5 冊以上が望ましいです）。

| H31 年度 | R6 年度 |
|--------|-------|
| 0 校 | 16 校 |

- イ 各教科の授業内容に応じた関連図書を紹介したり、学校行事等の企画準備に図書館資料を活用したりするなど、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を展開することで、読書の質の向上を図ります。

【実施：小中学校】

ウ 「子ども読書の日（4月23日）」、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」、また「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」においてそれぞれの趣旨にもとづき、子どもの読書活動への関心を深める取組を行います。 【実施：小中学校】

エ すべての学校において障害のある子どももまた豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じたアクセシブルな書籍等の整備を中央図書館と連携して行うとともに、学習指導要領等にもとづき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進します。 【実施：小中学校、中央図書館】

⑤学校図書館における取組

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有するとされています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン⁴」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ることなども踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要です。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子どもに本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要です。

⁴ 詳細は以下の URL からご覧ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm)

- ア 児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料⁵を整備・充実させます。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えます。その際、教育委員会で策定した「図書選定基準」「図書廃棄基準」を参考にした図書整備を行います。 【実施：小中学校、学校教育課】

《活動指標》

- ・「学校図書館図書標準」を達成する学校数

| H31年度 | R6年度 |
|-------|------|
| 12校 | 16校 |

- ・「児童生徒が読書を楽しむのに十分な本がそろっていると思う」と答えた学校数

| H31年度 | R6年度 |
|------------|-------------|
| 9校(大度分校含む) | 18校(大度分校含む) |

- ・「児童生徒が授業で活用できる本や資料などが十分にそろっていると思う」と答えた学校数

| H31年度 | R6年度 |
|------------|-------------|
| 7校(大度分校含む) | 18校(大度分校含む) |

- イ 学校図書館間の相互貸借を検討します。 【実施：小中学校、学校教育課】

《活動指標》

| H31年度 | R6年度 |
|-------|------|
| 未検討 | 検討 |

- ウ 学校の新增築を行う際には、国庫補助を活用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能が果たせるような十分な広さのある学校図書館の整備を行うように努めます。 【実施：(教委)総務課】

- エ 学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を果たすためのインターネット環境や機器等の整備を行うように努めます。

【実施：学校教育課】

⁵ 学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいいます。

⑥小中学校の読書活動に対する人的体制における取組

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本の素晴らしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することができます。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましいです。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、すべての教職員、学校司書、地域のボランティアなどが連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならずすべての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努めます。

ア 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、12学級以上の学校については確実に司書教諭の配置⁶を行った上で、司書教諭が学校図書館に係る業務に従事する時間を確保するよう努めます。 【実施：小中学校、学校教育課】

イ 学校司書は学校図書館の職務に従事する職員であり、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりする重要な役割を担うことから、有資格者の配置など専門性を確保します。

【実施：(教委)総務課】

≪活動指標≫

・司書資格を持つ学校司書の配置

| H31年度 | R6年度 |
|-------|------|
| 12人 | 16人 |

⁶ 学校図書館法第5条および附則第2項の規定にもとづく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされています。

ウ 学校図書館と中央図書館の合同研修会等を実施します。

【実施：小中学校、中央図書館】

≪活動指標≫

| | |
|--------|-------|
| H31 年度 | R6 年度 |
| 未実施 | 実施 |

⑦学校・家庭・地域の連携・協力における取組

子どもたちが主体的に読書活動に取り組むためには、学校・家庭・地域が連携・協力して環境を整えることが重要です。

ア 読み聞かせボランティアによる学校での読み聞かせを実施するよう促します。

【実施：生涯学習課】

≪活動指標≫

| | |
|--------------|--------------|
| H31 年度 | R6 年度 |
| 16 校(大度分校含む) | 18 校(大度分校含む) |

イ 学校だよりや研修会等で、保護者へ学校の読書活動を紹介したり読書の重要性を伝えることで、読み聞かせボランティアへの参加や家庭における読書活動を促すよう努めます。 【実施：小中学校】



ボランティアによる読み聞かせの様子